

年 月 日

「今治市子どもが真ん中応援券」交付申請書

（宛先）今治市長

申請者 住 所 **今治市別宮町 1-4-1**

押印不要

（母又は父）

氏 名 **今治 太郎**

父又は母のみ。
今治市に継続して3月以上住民票を
おいている人だけが申請者になれます。

電話番号 **0898-12-3456**

今治市子どもが真ん中応援券交付事業実施要綱の規定に基づき、今治市子どもが真ん中応援券の交付等を申請します。

- ☒夫婦共に市税の滞納はなく、市が夫婦の市税の納付状況について照会することに同意します。
☒世帯の状況について、市が照会することに同意します。
☒暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当しません。
☒他市町から同様の助成金等の交付を受けていません。
☒市長が必要と判断した場合、提出書類に記載された情報を他の行政機関等に照会し、又は提供する事について同意します。
☒今治市子どもが真ん中応援券交付事業実施要綱の規定を遵守することを誓います。

	氏 名	生年月日	出生時年齢	今治市での 継続居住期間	同居・別居
対象 乳児	今治 はじめ	R7.5.1			
母	今治 花子	H5.4.10	32	☐ 3月以上	☒ 同 ・ 別
父	今治 太郎	H5.12.31	31	☒ 3月以上	☒ 同 ・ 別

交付券の内容			取得事由 ☒ 出生 ☐ 転入（基本県外からのみ） 転入日 年 月 日
券の種類	番号		再交付（持参枚数： ☐ 汚損・破損
共通(50 枚)	1 — 50		
共通(50 枚)	51 — 100		
共通(50 枚)	101 — 150		
どちら か	35 歳以下(50 枚)	151 — 200	
	それ以外(30 枚)	—	
			受領署名 今治 太郎
			交付枚数 200 ・ 180 ・ 枚
本人確認書類 免許証 ・マイナンバーカード・その他（			）

再交付の場合
は同じ枚数を
交付

遵守事項等

1. 下記事項が発生し、
(1) 対象乳児を監護 **夫婦の年齢によってどちらかを発行します**

2. 応援券の交付後、下記事項に該当する行為を行った場合は応援券の返還及び既に利用した応援券相当額の返還を求めることがあります。

- (1) 正当な理由なく今治市に転入した
(2) 応援券を第三者に譲渡した
(3) 応援券の記載事項を偽り
(4) 虚偽その他不正の行為を行った
(5) その他応援券の交付に不適切な行為を行った
市税の滞納状況を確認して、滞納なしの場合にのみ交付してください。滞納ありの場合は交付できません。

市税滞納確認 有 **無**

受付	審査	交付